

## 生駒市保護樹木等指定要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の基本理念にのっとり、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成するため、樹木の保護に関し必要な事項を定め、もって人と自然が共生できる都市の実現に寄与することを目的とする。

### （保護樹木等の指定等）

第2条 市長は、別表に定める基準に該当する樹木及び樹林のうち、特に保護する必要があると認められるものを、保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。

2 樹木又は樹林を所有し、又は管理する者は、前項の規定による保護樹木等の指定を受けようとするときは、保護樹木等指定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により保護樹木等の指定をしたときは、その旨を当該保護樹木等を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）に通知するとともに、これを表示する標識（様式第2号又は様式第3号）を設置しなければならない。

### （保護樹木等の管理等）

第3条 所有者等は、保護樹木等が常に良好な状態を保つよう適切な管理に努めなければならない。

2 何人も、保護樹木等の愛護に努めるものとする。

### （所有者等の変更の届出等）

第4条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保護樹木等変更届（様式第4号）により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(1) 保護樹木等を伐採（非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除く。）又は移植しようとするとき。

(2) 保護樹木等が存する土地の形質又は権利を変更しようとするとき。

(3) 所有者等に異動があるとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号に掲げる事由による届出があったときは、保護樹木等の保護の観点から、所有者等に対して変更の措置を要請することができる。

### （指定の解除等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

(1) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。

(2) 保護樹木等として相当でなくなったと認めるとき。

(3) 保護樹木等の所有者等から指定の解除の申出があったとき。

(4) 公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定を解除したときは、遅滞なく、当該保護樹木等の所有者等に通知しなければならない。

### （助成）

第6条 市長は、保護樹木等の保護及び育成を図るため、別に定める基準により必要な助成をすることができる。

(指導)

第7条 市長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の保護に関し必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

(生駒市保護樹木等指定要綱の廃止)

2 生駒市保護樹木等指定要綱(平成11年3月24日施行)は、廃止する。

別表（第2条関係）

保護樹木等の指定基準

	指 定 要 件
保 護 樹 木	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内で、健全で容姿がすぐれているもののうち、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1.3メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね3メートル以上である樹木</p> <p>(2) 高さがおおむね15メートル以上である樹木</p> <p>(3) 株立ちした樹木で高さがおおむね3メートル以上であるもの</p> <p>(4) その他市長が適当と認める樹木</p>
保 護 樹 林	<p>都市計画法第7条に規定する市街化区域内で、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の集団で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) その集団の存する土地の面積がおおむね300平方メートル以上である樹木の集団</p> <p>(2) その他市長が適当と認める樹木の集団</p>